

特集
3-1

【実践例 1】 生活設計の視点から考える消費者教育 －高校家庭科の授業から－



仲田 郁子 Nakada Ikuko 千葉県立流山おおたかの森高等学校教諭
家政学部被服学科を卒業し、千葉県公立高校家庭科教諭へ。その後大学院で生活設計を学び、現在は生活設計の視点から「お金」についての教育に取り組んでいる。



はじめに

2018年6月、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられることが決まりましたが、そのときの連日のマスコミ報道には少々驚きました。若者の消費者被害の増加が懸念されることから「すごく心配!」という保護者や中学生を紹介するなど、不安を強調するような報道が続き、さあ、学校での消費者教育はどうする、大丈夫なのか?とまるで責められるような日が続きました。確かにそのとおりと思いつつ、少し違和感もありました。

学校での消費者教育はこれまでもずっと行われていますが、それでも若者の消費者被害がなくなることはありません。消費者教育がこのように注目されている今こそ、これまでのことも含めて、社会全体で考える時期に来ているのだと気持ちを引き締めています。

家庭科と消費者教育

高校の「家庭基礎」は週に1回2時間、1年間しかありません。その内容は広範囲にわたり、時間が本当に足りないのが悩みです。

ここ10年ほど、私は家庭基礎の中の「生活設計」に注目して授業実践を積み重ねてきました。生活設計は人の一生を見つめ、自分の生き方を考えるという、高校生にとって非常に重要な内容です。何とかして彼らに生活設計に積極的に取り組んでほしいと願い、これまで「人生

すごろく」を導入として、人生のリスクとその対策や社会保障制度、男女共同参画社会の意義などを取り上げてきました。最近では金銭が重要な生活資源であることから、経済計画についての学習を生活設計の単元に組み込んで指導するようになりました。いわゆる消費者教育も「大人になること」と関連させて指導するのが効果的ではないかと考え、生活設計の中で取り組んでいます。

生活設計の授業の内容

(1) 人生すごろくの製作

生活設計の指導計画は表のとおりです。最初に人生すごろくを取り上げたのは、先のことを考えられない高校生に、とにかく興味を持たせたいと思ったからです。生徒たちは楽しく作業に取り組むようになりましたが、単に作らせるだけでは、現実味のない架空の夢物語になったり、突然の「事故死」が続出したりしました。

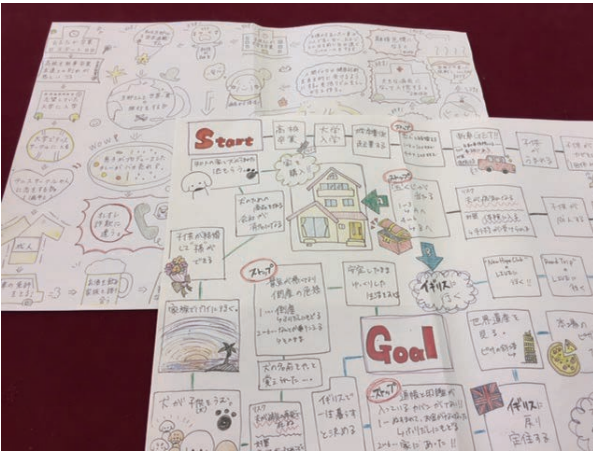
そこで取り入れたのが、ゴールを80歳以上にするのと、リスクとその対策を入れるとい

表 生活設計の指導計画

回 (1回2時間)	生活設計の指導内容
1	人生におけるリスクと生活資源の活用 (人生すごろくの製作)
2	生活資源としての社会保障制度
3	ライフコース別の家計シミュレーション
4	生活設計と金銭資源 (1) ライフイベントと経済資源
5	生活設計と金銭資源 (2) ライフデザインと資金準備
6	生活設計と消費者問題/現代家族の特徴

実施：2018年1月～2月

写真 生徒の製作した人生すごろく



うルールでした。

生徒の作ったすごろくを見ると、今の高校生の興味関心事などがよく分かります(写真)。主なリスクとしては、病気や事故、リストラなどが挙げられ、その対策としては、貯金、民間保険、資格を取るなど「自助」が中心で、社会保障制度について学ぶよい導入となっています。

(2) 「社会への扉」の利用

経済計画について考えるために、奨学金をテーマにミニディベートを行いました。詳細は省略しますが、お金についての意識が高まり、これからの人生に向けて緊張感を高めたところで、消費者問題をテーマにしました。教材は消費者庁作成の「社会への扉^{*}」の最初のクイズ5問です。結果は生徒の知識のあいまいさを実感するものとなりました。

特に、未成年のうち保護者を頼りにする思いが感じられ、また「クーリング・オフ」という語はほとんどの生徒が知っていますが、その意味を正確に理解している割合は低いように思われました。また未成年者取消権については、クーリング・オフほどには理解されていないことも分かりました。

「社会への扉」はよくまとまっていて分かりやすい教材ですが、1冊全部を指導するには多くの時間が必要です。各学校で生徒に合わせた指導計画を立てる必要があります。

大人になることの意味を実感

授業後に寄せられた生徒の感想には、次のようなものが挙げられました。

- 生活設計の授業で、人生すごろくを作った。私は夢も目標も持っていたが、それについてのリスクは考えていなかったなので、乗り越え方を考えることができた。
 - 欲しいものをすぐには買っていてはだめだと思った。
 - 未成年者取消権について学び、悪質商法がより身近に感じられた。
 - 成年年齢が18歳に引き下げられるが、私たちは20年間守られるのに対し、これからの世代は18歳までしか守ってもらえない、その2年は若者にとっては非常に大きい。
 - 自分はむしろ(成年年齢を)大学卒業年齢の22歳に引き上げるほうがよいと思う。18歳ではまだ大人とは言えない。
- などです。一人一人が大人になることについて、具体的に考えられたのではないかと感じています。

今後の展望

現民法では、18歳(未成年)であっても結婚すると未成年者取消権はなくなりますが、このことを授業中に話したところ、ある女子生徒が突然びっくりしたように顔を上げ、「なぜ?」と質問してきました。彼女にとっては「憧れの結婚」が「大人としての社会的責任」とはまったく結び付いていなかったのです。消費者教育とは、いろいろな数字や決まり事を暗記させることではないはず。近い将来大人になったらどのような生活が待っているのか、夢とリスク、果たすべき責任とを組み合わせ、考えさせていくことが家庭科の役割であり、生活設計の面白さだと思っています。

* http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/